

平成20年7月2日
文部科学省
原子力規制室

核燃料物質の使用等に関する規則の改正について
(放射性廃棄物管理状況報告)

経緯

R I・研究所等廃棄物に関して、独立行政法人日本原子力研究開発機構において埋設処分を実施するための法律が国会に提出されたこと等を踏まえ、核燃料物質使用事業所における放射性廃棄物の保管量を把握し、埋設処分のための体制整備等に資するため、平成20年3月31日付けで「核燃料物質の使用等に関する規則」(昭和32年12月9日総理府令84号)第7条の規定を改正し、現在保安規定策定の義務が課されていない核燃料使用者に対し、「廃棄物管理状況報告書」の提出を求めることとした。

改正内容

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第5項に基づき文部科学大臣が定期に行う検査(保安検査)を受ける者以外の使用者に、「放射性廃棄物の種類」「当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量」「保管廃棄本数」について報告を求める規定を、新たに追加する。(別紙1参照)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令案新旧
 対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)

改 正 案	現 行
<p>(報告の徴収) 第七条 (略)</p> <p>2 使用者(法第五十六条の三第五項に基づき文部科学大臣が定期に行う検査を受ける者を除く。)は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 所在地が茨城県にある工場又は事業所に係る前二項の報告は、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前二項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p>	<p>(報告の徴収) 第七条 (略) (新設)</p> <p>2 所在地が茨城県にある工場又は事業所に係る前項の報告は、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。</p> <p>3 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p>

第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(別記)

様式第1の2(第7条第2項関係)

平成 年度廃棄物管理状況報告書

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表

者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第97条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(新設)

保管廃棄本数(注)	当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量	放射性廃棄物の種類	施設名称	連絡先		事務上の		工場又は事業所	
				連絡員の氏名	所在地	名称	所在地	名称	
			計						
			工場又は事業所における合						

注 期末において保管廃棄施設に保管廃棄されている本数を記載
すること。なお、本数は200L容器に換算した本数を記載する
こと。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが
できる。

様式第1の3| (第10条関係)

(略)

様式第1の4| (第10条関係)

(略)

様式第1の2| (第10条関係)

(略)

様式第1の3| (第10条関係)

(略)